

本別町太陽の丘複合ゾーン整備基本設計業務
プロポーザル要求水準書

1. 一般事項

(1) 事業の名称

本別町太陽の丘複合ゾーン整備基本設計業務

(2) 本施設整備候補地

本別町西美里別 6 番地 16 及び 9 番地 6

(3) 本業務の引き渡し日

令和 7 年 3 月 10 日とする。

2. 設計業務

(1) 業務の内容

施設の設計は、選定事業者（以下「事業者」という。）の提案をもとに要求水準を満たすように基本設計業務を行うこと。

設計業務の実施は事業者の責任で行う。

事業者は、必要となる調査については事業者の責任で関連法令に基づいて業務を行うものとする。事業者は業務の進捗状況に応じて定期的に本町に報告を行うこと。

各種許認可の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。

(2) 手続き書類の提出

事業者は、基本設計完了時には、下記に示す図書（CAD データ等含む。）を本町に提出し、本町に内容の確認を受ける。

- ・基本設計方針の策定
- ・基本設計図書
- ・概算工事費

3. 要求水準

別紙のとおり